

新県立中央図書館のDX検討に関する有識者会議設置要綱

(設置目的)

第1条 新県立中央図書館の整備を進めるにあたり、アフターコロナ時代に対応した新県立中央図書館の目指すべきDXについて検討を行い、方向性をまとめるため、新県立中央図書館のDX検討に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、新県立中央図書館におけるDXの目指すべき姿、「新県立中央図書館業務システム基本構想」の内容及び必要な事項等について、協議、検討及び提言を行う。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員、臨時委員で構成する。

- 2 委員は、図書館システム、図書館サービス及びデジタル化、DX等に関して学識経験のある者のうちから、社会教育課長が任命又は委嘱する。
- 3 臨時委員は、会議の検討課題によって、特定分野の知見が必要な場合に、当該会議に限って社会教育課長が任命又は委嘱する。

(会長)

第4条 有識者会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から社会教育課長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から、令和4年3月31日までとする。

(会議)

第6条 有識者会議は、社会教育課長が招集する。

- 2 有識者会議は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 3 社会教育課長は、必要に応じて有識者会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、社会教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。